二　次の海域公園地区に次の区域を追加する。

名称	位置
五色浜海域公園地区	京都府京丹後市網野町磯及び塩江地先
豊岡海域公園地区	兵庫県豊岡市大字瀬戸地先
竹野海域公園地区	兵庫県豊岡市竹野町切浜地先
浜坂海域公園地区第一号	兵庫県美方郡新温泉町大字田井地先
浜坂海域公園地区第二号	兵庫県美方郡新温泉町大字諸寄地先
浦富海岸海域公園地区	鳥取県岩美郡岩美町大字網代及び大字田後地先

三　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる山陰海岸国立公園の海域公園地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

指定した区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称及び区域

名称	区域
山陰海岸東部海域公園地区	京都府京丹後市網野町浅茂川、磯、塩江及び浜詰並びに久美浜町大向、蒲井及び湊宮地先
	兵庫県豊岡市大字気比、大字瀬戸、大字田結及び大字津居山並びに竹野町宇日、切浜、田久日、竹野及び浜須井地先
	兵庫県美方郡香美町香住区相谷、上計、浦上、沖浦、訓谷、境、無南垣及び安木地先
山陰海岸中部海域公園地区	兵庫県美方郡香美町香住区余部、下浜及び鎧地先
	兵庫県美方郡新温泉町大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄地先
	鳥取県岩美郡岩美町大字網代、大字大羽尾、大字岩本、大字浦富、大字小羽尾、大字陸上、大字田後及び大字牧谷地先
山陰海岸西部海域公園地区	鳥取県鳥取市大字浜坂並びに福部町海士、岩戸、細川及び湯山地先
	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる山陰海岸国立公園の海域公園地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称及び追加する区域

名称	区域
五色浜海域公園地区	京都府京丹後市網野町磯及び塩江地先
豊岡海域公園地区	兵庫県豊岡市大字瀬戸地先
竹野海域公園地区	兵庫県豊岡市竹野町切浜地先
浜坂海域公園地区第一号	兵庫県美方郡新温泉町大字田井地先
浜坂海域公園地区第二号	兵庫県美方郡新温泉町大字諸寄地先
浦富海岸海域公園地区	鳥取県岩美郡岩美町大字網代及び大字田後地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第三項第二号の規定に基づき、平成二十二年十一月環境省告示第八十二号（自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

表山陰海岸国立公園の項中「山陰海岸国立公園海域公園地区」を「五色浜海域公園地区の全域、豊岡海域公園地区の全域、竹野海域公園地区の全域、浜坂海域公園地区第一号の全域、浜坂海域公園地区第二号の全域及び浦富海岸海域地区」に改め、「、アウレリア・アウリタ（ミズクラゲ）及び「、アストロペクティニダエ（モミジガイ科）全種、オフィディアステリダエ（アカヒトデ科）全種、アステリナ属（イトマキヒトデ属）全種、アステリイダエ（キヒトデ科）全種」を削る。

○防衛省告示第六十号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件（平成十九年防衛省告示第二百十三号）の一部を次のように改正したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

表中十五の項を十六の項とし、十二の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、十一の項の次に次のように加える。

十二	三沢対地射爆撃場	三沢市　青森県上北郡東北町　青森県上北郡六ヶ所村

○防衛省告示第六十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

第二中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

○防衛省告示第六十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

「一㈣カ(a)ただし書」を「一㈣キ(a)ただし書」に、「一㈣カ(b)」を「一㈣キ(b)」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、「、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機であって」及び「もののうち」を削り、「もの着陸料」を「航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料」に、「一㈠アの規定の適用」を「一㈠の規定の適用」に、「、「九百五十円」を「次に掲げる金額」に、「八百五十円」を「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」に、「千三百八十円」を「使用料告示一㈠ウの規定中「計算して得た金額」に、「千三百三十円」を「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」に改める。

第一号中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○防衛省告示第六十三号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSUE	一二七	いそゆき	平成二十六年三月十三日
JSQL	一二八	はるゆき	平成二十六年三月十三日